生活と健康とを守るための手引

われわれが生活に困ったとき、あるいは病気にかかったとき、その他いろいろの問題に出会ったとき、どこへ行って相談したらよいのだろうか。このような場合のいわば窓口ともいうべき所を示してみれば、次の表のとおりである。

生活と健康を守るための手引

	相談に応ずる所			
	名称	その所属	主な仕事の内容	働いている人	備考
生活に困ったときは	福祉事務所（福祉事務所のない県では地方事務所。以下同じ。）	都道府県または市町村	生活保護の決定と実施	指導員（社会福祉主事）現業員	
児童・母子に関することについては	福祉事務所	〃	児童・妊産婦の保護指導、母子福祉資金の貸付等	児童福祉司母子相談員	児童福祉については、一般的な問題は、福祉事務所が扱い、専門的な問題は、児童相談所が扱う。
	児童相談所	都道府県または五大市	児童に関する各般の相談、各種の判定、施設への入所措置、里親への委託等	児童福祉司、医師、保健婦、心理判定員	
身体の不自由な人については	福祉事務所	都道府県または市町村	身体障害者の発見・相談	身体障害者福祉司	身体障害者福祉については、一般的には福祉事務所が扱うが、身体障害者更生相談所は判定機関として身体障害者援護に方向を与えている。
	身体障害者更生相談所	都道府県または五大市	医学的判定その他各種の判定、補装具の処方適合判定	医師、看護婦、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー	
留守家族、遺族、戦傷病者、引揚者に関することについては	各都道府県世話課（部）各市町村福祉関係課		留守家族手当の支給、戦傷病者の援護、遺族年金、引揚者給付金、遺族給付金に関すること	事務職員	援護課という名の県もあり、社会課が扱っている県もある。
	福祉事務所	都道府県または市町村	戦傷病者の更生医療に関すること	身体障害者福祉司	
結核予防その他保健衛生一般については	保健所	都道府県または政令で定める市	結核の定期健康診断、ツ反応、間接撮影、伝染病その他の予防接種、受胎調節指導	医師、歯科医師、薬剤師、保健婦、助産婦、看護婦等	ほとんどが保健所に併設されている。私立のものもある。
精神障害については	精神衛生相談所	〃	精神衛生に関する相談指導	医師、保健婦	大半が保健所に併設されている。私立のものもある。
優生保護については	優生保護相談所	〃	優生保護に関する相談指導	医師	
健康保険、厚生年金保険等については	社会保険出張所（同出張所のない所は、県保険課）	都道府県	厚生省所管の各種社会保険に関する事務（各種保険の適用、保険料、給付等に関すること）	事務職員	

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

厚生省所管一般会計予算額

厚生省所管一般会計予算額

厚生省所管　一般会計予算額（昭和31年度　同32年度）— 単位百万円 —

費目	31年度	32年度	備考
生活保護費	36,279	36,507	
児童保護その他社会福祉			
児童保護費	6,432	7,049	
母子福祉費	450	590	母子福祉貸付金に必要な経費である。
身体障害者保護費	367	375	
社会福祉諸費	181	600	世帯更生資金貸付補助，低所得層医療費貸付補助等に要する経費である。
婦人保護費	65	308	
その他	174	289	災害救助等に要する経費である。
遺族および留守家族等援護	4,959	7,085	
社会保険費			
社会保険国庫負担金	6,765	7,473	健康保険，日雇労働者健康保険，船員保険，厚生年金保険に関する特別会計への繰入に要する経費である。
健康保険組合補助	485	494	
国民健康保険助成費	8,819	12,185	療養給付費補助，保健婦設置費補助，直営診療所設置費補助等に要する経費である。
結核対策費	13,366	14,796	
公衆衛生および医療等			
精神衛生費	745	874	
伝染病予防費	952	929	
保健所費	1,944	2,133	貸費学生貸付金を含む。優生保護相談関係分を除く。
性病予防費	60	60	
環境衛生対策費	892	1,722	簡易水道施設費補助，下水道終末処理施設整備費補助等に要する経費である。
医療機関整備	1,272	1,320	国立病院整備，へき地診療所に関する補助等に要する経費である。
家族計画普及	59	72	
国立公園等整備	79	141	
その他	5,972	6,460	
厚生省所管一般会計予算総額（A）	90,317	101,462	
一般会計予算総額（B）	1,034,923	1,137,465	
A/B × 100	8.7%	8.9%	

（注）1. この表は，おおむね，昭和32年度一般会計予算書所載の数字を重要項目ごとにまとめて作つたものである。
2. 項目の分類は，できるだけ大蔵省主計局の編成に従つて行われている。
3. 昭和31年度は，補正分を含まない。
4. 100万円未満は，四捨五入してある。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

厚生省の機構および所掌事務

厚生省の機構および所掌事務

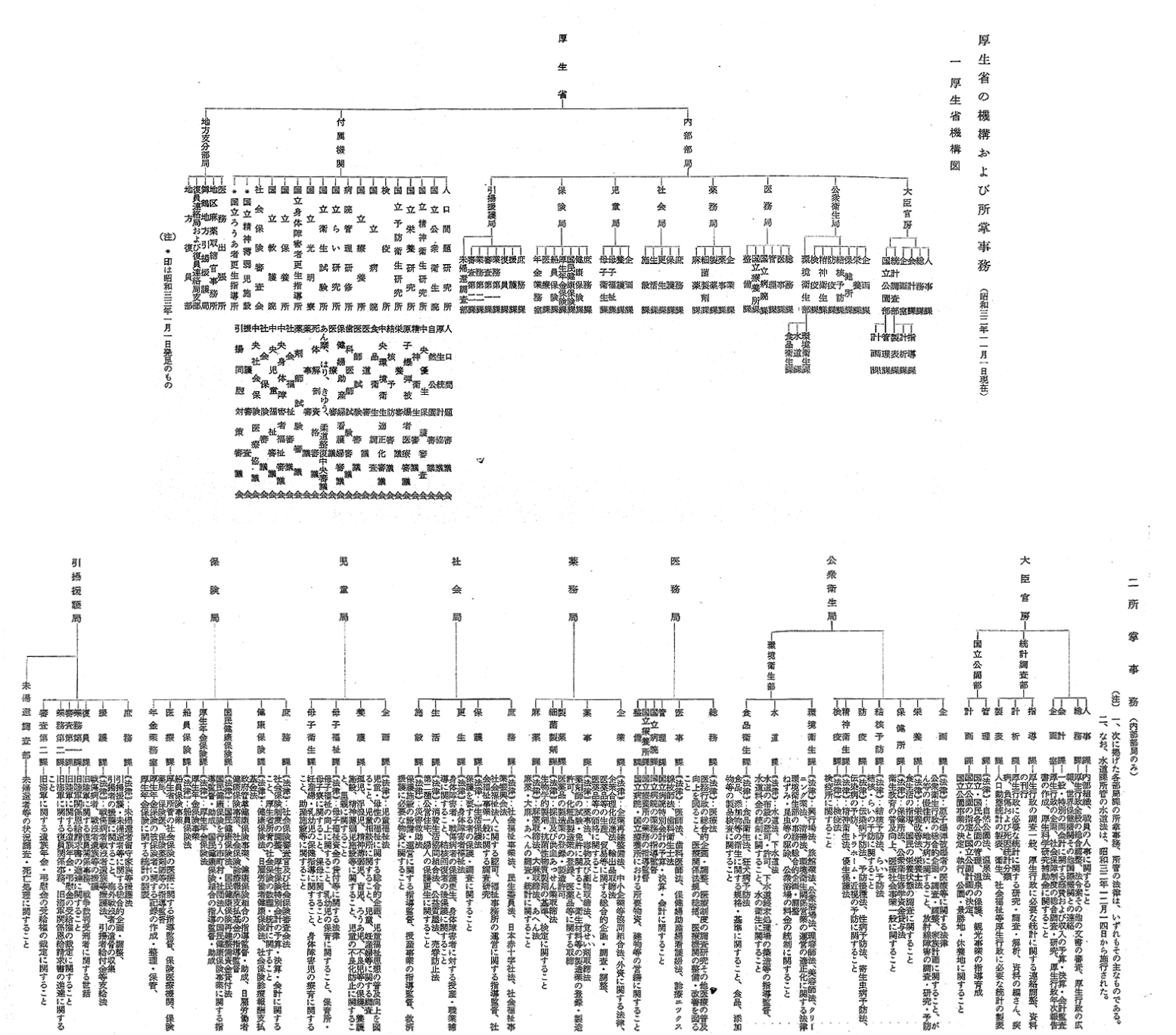

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare